

（令和 7 年 4 月 1 日～ 秋田県に申請する場合の手数料）

※秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（以下「手数料条例」と表現します。）から抜粋した手数料の額を掲載しています。

建築確認申請（計画通知）手数料・・・別表 一の項

床面積の合計	(1) 通常の審査	(2) 省エネ仕様基準適合審査が必要な場合※ ¹
30㎡以内	9,000円	16,000円
30㎡を超え、100㎡以内	17,000円	24,000円
100㎡を超え、200㎡以内	35,000円	42,000円
200㎡を超え、500㎡以内	42,000円	59,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内	59,000円	77,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	81,000円	117,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	231,000円	276,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	400,000円	461,000円
50,000㎡を超える	772,000円	834,000円

※¹ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合

（住宅等を仕様基準又は誘導仕様基準で評価し、建築確認の手続きの中で省エネ基準適合の確認が必要な場合）

※² 建築確認申請又は計画通知に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第 1 号に該当する建築物が含まれる場合の手数料は、申請等に係る全ての建築物の延べ面積を合計した床面積に対する省エネ審査が必要な場合の額になります。